

松 高 第 2 0 0 号

平成25年5月22日

居宅介護支援事業者 各位

松 原 市 健 康 部

高 齢 介 護 課 長

介護保険住宅改修制度の運用に伴う手続きの変更について（通知）

平素は、松原市介護保険行政に御理解いただきまして御礼申し上げます。

この度、介護保険における住宅改修の適正な保険給付を図るため、別紙「介護保険住宅改修制度の運用に伴う「変更届」の取扱いについて」のとおり、事務手続きについて一部変更いたします。

今回の変更内容は、事前申請承認通知後に施工内容を変更することになった場合の取扱いを変更するものです。取扱いの流れは次のとおりです。

- 1) 施工内容に変更が生じた際は、まず施工事業者より担当ケアマネジャーへ報告をします。
- 2) 変更内容について、ケアマネジャーが改めてアセスメント（代替策などを検討）を行ない、市担当課へ相談・報告してください。
- 3) 変更内容によっては、「事前申請の再承認」が必要になります。

→ 「介護保険住宅改修工事変更届」を松原市高齢介護課にて受理した後、受領印を押し、押印後の変更届のコピーを返却します。この時点で「事前申請の再承認」となります。従いまして、「事前申請の再承認」が未受理の状態で工事を着工されますと、原則介護保険給付ができなくなりますので、この旨施工事業者の説明の程、御留意願います。

なお、この手続きの変更は平成25年6月3日より実施いたしますので、周知徹底していただきますよう御願ひ申し上げます。

今後とも宜しく御願ひ申し上げます。

松原市健康部高齢介護課

認定係 担当：森田

TEL072-334-1550 内線(2295)